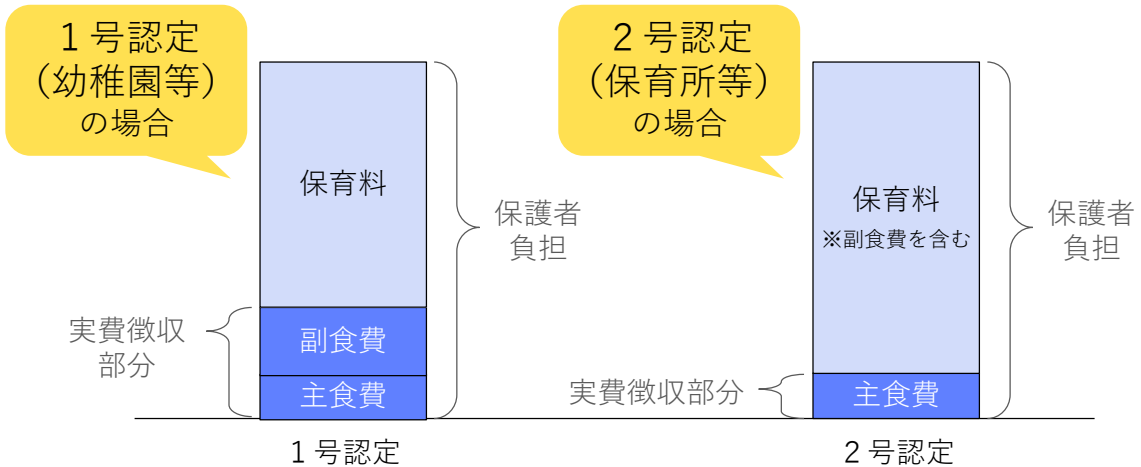


幼児教育・保育の無償化に伴う

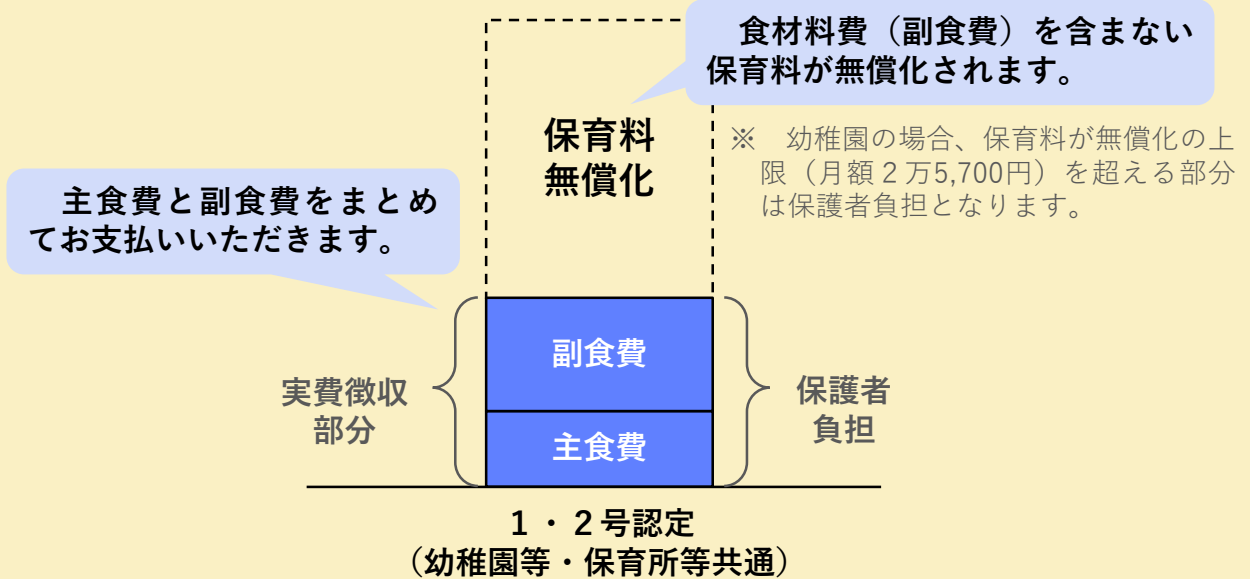
食材料費（給食費）の取扱いについて

食材料費（給食費）については、無償化後も引き続き保護者の皆様のご負担となります。

保護者負担の内訳：令和元年(2019年)9月まで



保護者負担の内訳：令和元年(2019年)10月から



※ 第3子以降の子どもと、年収360万円未満相当世帯の子どもは、おかず、おやつなどの副食費が免除されます。

※ 3号認定（0～2歳児）の方は、無償化の対象が住民税非課税世帯に限定されるため、現在の取扱いから変更はありません。

問い合わせ先：つくば市こども部幼児保育課 029-883-1111(代表)

無償化に関する情報：<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kosodate/oshirase/1007645.html>

